

子どもの家利用保護者の皆様へ

春日井市青少年子ども部子ども政策課長

小学校の臨時休業措置延長に伴う子どもの家の対応  
及び利用の自粛について（依頼）

日頃は、子どもの家の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。保護者様におかれましては、日々の新型コロナウイルスに関する報道により、不安に思う方も多くいらっしゃると思います。

令和2年4月16日付けで国から全都道府県に緊急事態宣言が発出され、愛知県については、特定警戒都道府県に指定されております。これらの状況を踏まえ、保護者様におかれましては、引き続き当面の間、ご家庭での保育が可能な場合に、できる限り利用の自粛にご協力いただくようお願いいたします。

なお、小学校の臨時休業措置が5月31日まで延長され、各小学校において実施しております「自主登校教室」の設置も延長されることになりました。それに伴い、子どもの家につきましても、次のとおり対応させていただきます。

現在は、一つ一つの行動が大切な人の命を脅かしかねない時期とされています。このような状況をご理解いただき、引き続き子どもの家の運営に対しましてご協力いただきますようお願いいたします。

1 期 間

変更後：5月31日（日）までの平日

（変更前：5月6日（水・祝）までの平日）

2 開所時間

11時30分から最大19時まで（変更なし）

※土曜日は、子どもの家を8時に開所

### 3 利用料

利用料については、利用日数に応じた負担とします。  
手続き等につきましては、改めて連絡します。

### 4 臨時閉所等

児童又は支援員が新型コロナウイルスに感染した場合、該当の子どもの家を一時閉所します。

その他、状況により必要が認められる場合、閉所することがあります。

### 5 利用辞退届の取扱い

令和2年5月30日(土)(小学校臨時休業期間の子どもの家最終開所日)までに利用を取りやめし、同日までに利用辞退届を提出された場合は、利用期間を次の日までとし、利用料金を計算します。

(1) 4月7日(火)以降の利用がない場合は、4月6日(月)

(2) 4月7日(火)以降に利用がある場合は、最後の利用日

なお、利用辞退届を提出され、小学校の臨時休業の終了後に再度子どもの家の利用を希望する場合は、あらためて利用手続きが必要となります。

### 6 問い合わせ先

#### 【子どもの家について】

西部、牛山、玉川子どもの家 学童保育所イルカクラブ 電話 34 - 8457

その他の子どもの家

春日井市社会福祉協議会総務課 子どもの家担当 電話 84 - 3241

春日井市子ども政策課 次世代育成支援担当 電話 85 - 6206

#### 【自主登校教室について】

お子さんが通っている小学校